

2026年4月21日

各位

会社名 株式会社ジールアソシエーツ
(コード: 329A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 社長執行役員 永門 大輔
問合せ先 取締役 上席執行役員 澁谷 良雄
TEL 03-6264-2690
URL <https://zeal-as.co.jp/>

臨時株主総会開催日時及び開催場所、並びに付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、2026年3月13日付「臨時株主総会開催のための基準日設定に関するお知らせ」におきまして、2026年4月14日を基準日として定め、臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催する旨のお知らせをいたしました。2026年4月20日の臨時取締役会（書面開催）において、本株主総会開催日及び付議議案について、以下の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、付議議案中の「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役の決定に基づいております。

1. 本株主総会の開催日時・開催場所及び付議議案について

- 開催日時 2026年5月14日（木曜日）13時00分
- 開催場所 東京都中央区銀座一丁目19番7号 JRE 銀座一丁目イーストビル8階 当社会議室
- 付議議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員以外の取締役4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
第5号議案 監査等委員以外の取締役の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

2. 定款一部変更の件

(1) 変更の目的

当社は、コーポレート・ガバナンス一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役に関する規定の削除等を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更の効力発生日 2026年5月14日

3. 監査等委員会設置会社への移行及び監査等委員以外の取締役並びに監査等委員である取締役選任について

(1) 移行の目的

当社は、さらなる企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを重要な経営課題と位置付けております。この度、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等による取締役会の監督機能の強化と、取締役会から業務執行取締役への重要な業務執行の決定の委任による迅速な意思決定および業務執行の機動性向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、現在の取締役は全員任期満了となりますため、新たに監査等委員以外の取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本選任は、本総会において「定款一部変更の件」が承認可決され、その効力が生じることを条件といたします。

(2) 移行の時期 2026年5月14日

(3) 監査等委員以外の取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	永門 大輔 (1975年5月17日生)	1996年4月 ニイクラホーム株式会社入社 1996年7月 株式会社丹創社入社 1997年4月 株式会社フジヤ入社 1999年7月 株式会社エムファット入社 2001年12月 株式会社ジール・インク設立 取締役就任 2004年1月 株式会社ジールアソシエイツ設立 代表取締役就任 (現任)	569,000 株
2	照井 秀浩 (1971年2月17日生)	1994年4月 草月アートプランニング株式会社入社 1997年11月 有限会社草月企画設計入社 1997年4月 株式会社フジヤ入社 2000年6月 株式会社エムファット入社 2001年12月 株式会社ジール・インク入社 2004年1月 株式会社ジールアソシエイツ入社 取締役就任 (現任)	450,000 株
3	永門 優作 (1980年8月10日生)	2002年2月 株式会社ジール・インク入社 2004年1月 株式会社ジールアソシエイツ入社 2006年4月 同社 取締役就任 (現任)	360,000 株
4	澁谷 良雄 (1985年11月18日生)	2008年4月 株式会社ジールアソシエイツ入社 2021年3月 同社、取締役就任 (現任)	54,000 株

(4) 監査等委員である取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	曾根 泰彦 (1956年8月5日生)	1980年4月 株式会社日本リクルートセンター入社(その後株式会社リクルートに社名変更) 2006年7月 株式会社メディアファクトリー監査役就任 2009年4月 株式会社ゆこゆこ、株式会社ワールドメディアエージェンシー、株式会社旅行計画、株式会社シーナッツ監査役就任。 2009年7月 株式会社北海道じゃらん、株式会社沖縄じゃらん監査役就任 2012年4月 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ、株式会社リクルートコミュニケーションエンジニアリング、アインスパートナーズ、株式会社働きがいのある会社所、株式会社ニジボックス、株式会社エモーチオ、RIP, RGIP、株式会社Medeishakaers 監査役就任 2012年7月 株式会社リクルートマネジメントパートナーズ、株式会社リクルートゼクシィなび、株式会社リクルート北関東マーケティング、株式会社リクルート西日本カーセンサー、株式会社リクルート北海道カーセンサー、株式会社リクルート東海カーセンサー監査役就任 2016年6月 株式会社リクルートホールディングス内部監査室グループ 監査役就任 2016年11月 ゆこゆこホールディングス株式会社及び、株式会社ゆこゆこ 監査役(常勤) 就任 2024年11月 株式会社ジールアソシエイツ監査役就任(現任)	0株
2	阿久津 操 (1958年1月15日生)	1980年4月 株式会社日本リクルートセンター入社(その後株式会社リクルートに社名変更) 1995年7月 株式会社エイブル入社 人事部長 1997年8月 株式会社プラザクリエイト入社 人事部長 1999年7月 株式会社バックスグループ入社 総務部長 2002年3月 株式会社アパマンショップネットワーク入社 人事部長 2004年3月 株式会社ココブリーズ設立 代表取締役(現任) 2006年2月 株式会社博展 監査役 2009年3月 株式会社リブセンス 監査役 2014年6月 弁護士ドットコム株式会社 監査役(現任) 2015年5月 BASE株式会社 監査役 2015年12月 CRG ホールディングス株式会社 監査役 2018年7月 AI inside株式会社 監査役 2019年11月 株式会社エージェント 監査役 2021年6月 AI inside株式会社 社外取締役 監査等委員 2022年3月 株式会社プラン・ドゥ 監査役(現任) 2022年11月 株式会社ジールアソシエイツ監査役就任(現任) 2022年12月 株式会社 AViC 社外取締役監査等委員 2024年7月 アジアンブリッジ株式会社 監査役	0株

3	今森 教仁 (1971年9月12日生)	1994年4月 株式会社ダイコー（現株式会社アステム）入社 1996年2月 谷口昌孝税理士事務所入所 1999年10月 谷口昌孝税理士事務所退所 2000年1月 杉野泰雄公認会計士事務所入所 2001年9月 杉野泰雄公認会計士事務所退所 2001年10月 株式会社アパマンショップネットワーク（現APAMAN株式会社）入社 2006年7月 株式会社博展入社 2008年7月 株式会社ウェブクルー入社 2012年7月 株式会社イッカツ入社 2018年3月 株式会社イマジンフォレスト代表取締役（現任） 2016年4月 株式会社ウェブクルー退社 2020年1月 株式会社ジールアソシエイツ入社 社外取締役（現任） 2023年4月 株式会社メディックス入社（現任）	0株
---	------------------------	---	----

4. 会計監査人の選任について

(1) 異動年月日（予定）

2026年5月14日（本株主総会開催予定日）

(2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称 永和監査法人

所在地 東京都中央区日本橋兜町5-1 兜町第一平和ビル4階

業務執行社員氏名 公認会計士 荒川栄一

公認会計士 伊藤嘉基

(3) 永和監査法人を会計監査人の候補者とした理由

当社は、永和監査法人と金融商品取引法に準じた監査契約を締結し、現在に至っております。当社の各監査役が永和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

以 上

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
<p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>
第5条～第17条（条文省略）	第5条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役	第4章 取締役、取締役会及び代表取締役
<p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、9名以内とする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>
<p>（取締役の選任方法）</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3（条文省略）</p>	<p>（取締役の選任方法）</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3（現行どおり）</p>
<p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、在任取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役	(削除)
<u>(監査役の員数)</u> 第28条 当社の監査役は、3名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任方法)</u> 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第31条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(会計監査人の選任方法)</u> 第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
<u>第6章 計算</u>	<u>第7章 計算</u>
第33条 (条文省略)	第33条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第34条 (条文省略) (新設) 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第35条 (現行どおり) 2 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<u>(中間配当)</u> 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
第36条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
附則 (新設)	附則 <u>(経過措置)</u> 第1条 本定款の変更は、2026年5月14日開催の臨時株主総会終結の時から効力を生ずる。 2 本定款変更の効力発生前に生じた事由による取締役(監査等委員であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の責任免除については、なお従前の例による。